

平成26年6月18日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

前世紀の終わりから続く国際的、社会経済的な環境の変化の中で、様々な課題が浮上してきていますが、加えて、この間に起きた二度にわたる大震災などが国民生活に少なからぬ影響、制約を与えてきました。このような前例のない状況に対応しようと、社会の幅広い領域で多くの取組が進められています。その中で、個別の事案、事件に具体的、妥当な解決をもたらすことを使命とする司法が、変化の速さに対応しつつ、その機能を健全に維持し、役割を果たしていくことにはかなりの困難が伴いますが、それだけ社会的な期待も大きいことを忘れてはなりません。司法に携わる者には、このような時代の要請を的確に見据え、国民の信頼に応える努力を続けていくことが求められています。

民事裁判の分野では、事件数の面では落ち着きを見せているものの、先端的知見が深く関わる事件、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事件、深刻な価値観や意見の対立をはらんだ事件など複雑困難な事件が目立ってきています。これらの事件について、紛争の実相をとらえ、多角的な観点から検討を加えた質の高い判断を行うことが裁

判全体に対する国民の信頼を得る上でも重要であることは、繰り返し述べられてきたところです。加えて、当事者の訴訟活動に様々な変化が見られるなどの指摘がある中、これまでに築き上げてきた審理運営の基本的技法を継承しつつ、事案の内容や訴訟活動の変化に即した適切な審理運営となるよう一層の改善を図ることも課題となっています。これらの課題に対応していく一つの方策として、個々の裁判官の努力とともに、「部」という単位に世代、経験年数を異にする裁判官が所属して事件処理を行うことの意味を問い直し、合議体による事件処理の充実や「部」内の議論の活性化を着実に根付かせていく必要があります。また、簡易裁判所においても、紛争の困難化や弁護士代理人選任率の上昇等に対応した運用改善が求められています。裁判所全体としての紛争解決機能を高めていくとの観点から、地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担を視野に入れた庁全体としての取組を進めていくことが大切です。

裁判員制度は、今年5月で施行後満5年を経過しました。国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられ、概ね安定的に運営されているといえるでしょうが、裁判員と裁判官との真の協働という法の理念を実現するためには、なお実践的に

取り組むべき課題が残されています。公判前整理手続において迅速かつ的確に争点整理・証拠整理を行うことや、法廷で心証を得ることのできる分かりやすい公判審理を実現することなどは、かねて指摘されてきたところです。さらに、評議においては、審理を通じて明らかになった争点に即して、適切かつ実質的な意見交換が行われなければなりません。そのためには、一件一件の事件において充実した評議の実現に心を砕くと同時に、審理・評議の経過を虚心に振り返り、新しい時代の刑事裁判における事実認定や量刑判断の枠組み作りに活かしていく姿勢も重要です。刑事裁判に、より確かな国民的基盤を築こうと始められたこの制度については、施行のための準備、円滑なスタートといった段階を経て、今後、国民との協働作業で得られつつある貴重な経験を裁判実務の共有財産として活用していくための自覚的な努力が、裁判官をはじめとする関係者の間で着実に積み重ねられていく必要があります。

家庭裁判所に提起される事件は、依然として増加傾向にある上、価値観の多様化や社会の少子高齢化、国際化といった家庭をめぐる環境の変化等を反映して、ますます解決困難なものが多くなってきており、家庭裁判所には、その

法的紛争解決機能を強化していくことが求められています。家事事件手続法が施行されて約1年半が経過しましたが、法の趣旨に沿って、説得力の高い解決ができるよう、各種事件の審理運営方法の改善に引き続き取り組んでいかなければなりません。とりわけ、家事調停事件においては、手続の主宰者である裁判官が、裁判官と調停委員それぞれの果たすべき基本的役割を改めて確認した上で、効果的な調停運営について検討を深め、これを実践していくことが重要です。また、成年後見関係事件が増加を続けている現状において、ニーズに応じた的確な対応ができるよう、後見制度支援信託の活用を含め、事務の在り方や処理態勢についての検討を更に重ねていく必要があります。

以上のような作業に中心的役割を果たす裁判官を育成していくことは、司法の充実・発展のために不可欠であり、裁判所にとって最も重要な柱です。時代の要請に応え司法の役割を果たしていくためには、国民の信頼を得るに足る資質と能力を備えていなければならない、事件処理に必要な知識や技量を蓄えることはもちろんのこと、広い視野と柔軟な思考力を身に付け、社会的事象に対する洞察力を磨いていかなければなりません。そのためには、裁判官自身が、

高い意識を持って、自己研さんの努力をたゆむことなく続けることが肝要ですが、主体的かつ自律的な成長に資する研修の更なる充実を図るなど、成長支援の在り方の検討を深めていく必要があります。

司法は国民の信頼の上に立ってこそ、その機能を全うできます。これまで裁判所は、一つ一つの事件を適切、確実に解決していくことを通じて、その信頼を確かなものとするべく努力を重ねてきました。今後とも、この基本的姿勢が揺らぐことがあってはなりません。裁判所の直面する課題が困難なものとなっているだけに、一層、裁判所職員各自が司法の役割とそれを担う者としての責務を自覚し、引き続き、適正な職務遂行に努め、誠実かつ真摯にその職責を果たしていただきたいと強く思います。

以上をもって、私の挨拶とします。